

○西岡委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。

7月5日の議会運営委員会にて、文教福祉委員会に新たに3件の陳情が送付されました。最初に送付6-30、生活支援課における夏季加算の検討についての陳情について審査いたします。陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情につきまして、執行機関から情報提供等がございましたらお願いいたします。

○大松生活支援課長 今回、送付番号6-30、生活支援課における夏季加算についての陳情でございますが、要旨は、生活保護費の支給につきまして、冬は暖房代等の支出につきまして冬季加算があるのに対し夏季はございませんので、生活保護制度自体に関して、夏季加算の創設、また、千代田区独自の条例等で独自施策を求めるものでございます。

このことにつきまして、まず、生活保護制度は生活保護法に基づく国の制度でございます。基本的に国全体共通の制度でございます。夏季加算を含めた制度の内容の変更につきましては、国政の場においてまず議論がなされると認識しております。本区はその動向を注視してまいりたいと存じます。

○西岡委員長 ほかに、特に大丈夫ですか。ほかにございませんか。はい。

それでは、委員の皆さんから執行機関に確認したい事項等ございますか。

○牛尾委員 夏季加算ですけれども、確かに陳情者のおっしゃるとおり、冬季加算はあるけど夏季加算はないと。冬季加算の場合は、ほんと、寒さで命に関わるということですけども、この間の猛暑で、やはり熱中症で、特に室内で熱中症でお亡くなりになるという方も増えていると。なかなか電気代も高騰している中で節約をされている方もいらっしゃるという点で、ここに対しては、区独自で何か支援とか何かは今あるんですかね。

○大松生活支援課長 生活保護自体に対して、特に区独自の支援というものはございませんが、まず、家計のやりくり、電気代などを含めました家計を含めました日々の困り事につきましては、担当ケースワーカーが主体となって日々相談に 응じているところでございます。あと、夏季の命を守るための、例えばエアコン設置につきましても、これは、最低生活に必要な冷房器具の持ち合わせがない場合は、エアコン設置費も認定しているところでございます。このような形で対応しているところでございます。

○牛尾委員 あと、この間の電気代の引上げ、国のほうで、また電気代の軽減を行うようなことが、今話し合われていますけど、何か情報は来ていますか。

○大松生活支援課長 国の電気代引上げにつきましては、一般的な報道以外に特に細かいところの通知等はございません。

○牛尾委員 やはり生活保護の方というのは、どうしたって生活保護費も引き下げられたままで、なかなか上がっていかないという中では、電気代は上がっていると、物価も上がっていると。そうした中で、どこをじゃあ削るかとなると、食費をなかなか削るというわけにいかないから、やっぱりそうした電気代をだんだん我慢をしていく。特に東松下の区営住宅なんてオール電気ですから、全て電気代に跳ね返ってくるんで、やはり不足を心配されて、なかなかエアコンを使いたいけれども我慢してしまうというお宅も、やっぱり増えてくると思うんですけども、ここについて何らかの、相談だけじゃなくて、もう少し支援策というのを検討していても。生活保護でつけるというのは国の制度のことなんで、国に対してしっかり意見を言っていたらいいんですけども、そこは何かしら考えられないですかね。

○大松生活支援課長 生活保護自体について上乘せというのが特にございませんが、先日、いわゆる電気・ガス物価高騰に関する給付金を第2定例会に上程したところでございますので、こういった給付金を速やかに支給する努力などにつきまして、それも含めまして対応してまいりたいと存じます。

○西岡委員長 はい。

ほかにごございますか。

○池田委員 先ほど課長の説明の中で、この暑さ対策ということでエアコンの設置についても述べられていたんですけど、もう一度確認したいのは、うちの本区の中では、生活保護受給者のところでのエアコン設置の費用というのは負担があるんでしょうか。

○大松生活支援課長 ただいまご指摘につきまして、エアコンを設置する際は、これらの生活保護制度の一時扶助で、家具什器費というものがございまして、これが最大の6万7,000円程度支給されております。

○池田委員 そこについては——ごめんなさい。夏季加算というのが今回はないということで、ただ、その辺りの6万7,000円の補助があるよということで、今、確認ができましたけれども、これ、例えばですね、確かに国からの給付というのがある中で、千代田区独自でその受給者に対して新たな給付をした場合というのは、どうなんでしょうね、全体的に国の給付が引かれてしまうということはあるんですかね。限度額というのかな、その1人、個人に対しての限度額というのはあるんでしょうか。

○大松生活支援課長 独自加算をした場合、100%必ず引かれるという、ちょっと確認はできておりませんが、その独自で上乘せした場合の引く、引かれるに関しては、国と確認、調整が必要かと存じます。

○池田委員 確かにそうなのかなと思っております。先ほど、またケースワーカーの方が確認をするということでしたけれども、現状、今の千代田区で、やはり寒さ対策もありますけれども、暑さのときにはやはり個別に家庭訪問をしたりだとか、どういう状況なのかなというところを注視していかなきゃいけないとは思いますが、その辺りの生活保護受給者に対してのケースワーカーさんの対応、人数の十分な対応ができているのか、その辺りのところはいかがなんでしょうか。

○大松生活支援課長 ただいま私どものケースワーカーは8名おりますが、実際、生活保護受給者の世帯は560世帯でございまして、厚生労働省の一応の基準では、1人が80世帯以下という目安が一応示されておりますが、私どもでは1人が76世帯程度でございまして、1人に対する受持ちの世帯が過重ということではございません。

○池田委員 そうは言いながらも、昨日今日とか、明日もそうですけども、この時期にこれだけの気温が上昇していく中で、ある程度しっかり人数的には対応はできるんだというところはあると思うんですけども、これ、たしか令和4年のときにも同じような方が陳情されていたときには、ケースワーカーをもう少ししっかり対応するよということがありましたけれども、そこから現状は、特に配置については変わっていないんでしょうかね。

○大松生活支援課長 配置につきまして大幅に増員するということではございませんが、基本的に、例えば、今ご指摘の命に関わるようなご相談とかの場合は、随時訪問して対応するようにいたしております。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 この生活保護の制度ができたとき、この冬季の加算手当がつけられるようになってしたのは、何年のことになりますか。

○大松生活支援課長 すみません。ちょっと何年からというのは、ちょっとすみません。ちょっと今、確認できないです。

○はまもり委員 知りたかったのが、当時の想定していた命に関わるというものが、冬の寒といったところだったと思うんですけども、そこから恐らく数十年とかたっているのであれば、この危険な暑さというのは想定していなかったのかなというふうに思っているんですけども、その認識はどうでしょうか。

○大松生活支援課長 その当時の、すみません。具体的に厚生労働省からこういった理由で冬季加算を付していますというのが、ちょっと確認できないので。すみません。例えば命に関わるような寒さが原因なのか、もしくは冬はガスとか電気が二つとも、両方とも使うので、そういうことに対して加算をするのか、ちょっとそういったところもあるんですが。確かに夏は、すみません。エアコンで電気は使うんですが、その分ちょっとガスのほうは少なくなる可能性がありまして、そういったところも含めて、1年通して夏季加算はないということもあるかもしれませんが、今ご指摘のように、ちょっとここ近年の夏のいわゆる命に関わるような暑さについては、ご指摘のとおりでございますので、今後そういったところも含めまして、国がこういった傾向を示すとか、注視してまいりたいと存じます。

○はまもり委員 国からは、この間の承認もありましたが、給付金ということで、あちらは物価高騰を受けてのことだと思うんですね。それは必要なことをやっていたというふうには思っています。

今回に関しては、物価高騰で電気代も当然含まれているんですが、主には食料品とかやっぱり満遍なく使っていく。先ほど、牛尾委員や池田委員とかからもありましたけども、やっぱり最初に切り詰めていくところって、電気代だったり通信だったりといったところになる中で、やはりこの陳情を見たときには、率直に、確かに夏季手当がないのはなぜかなというふうには思ってしまったんですね。ここに関して、国への申入れというものは、どういうふうにやっていくことができますか。

○大松生活支援課長 例えば福祉事務所長会を通じて申入れをするとかということが考えられますが、ちょっとそういったところも含めまして、近隣の区の反応もございますので、ちょっと今後の動向とかを注視していきたいと思えます。

○はまもり委員 国の制度なんでね、近隣の区の動向というのはあると思うんですが、基本的には同じような状況なのかなというふうには思うんですね。ただ、その陳情者がいるかどうかといったところで、私たちは一番住民の方の近い立場で、そういった声を聞くことができたということは、一つ事実としてあるので、それはどう受け止めるのかというのがあると思うんです。

確かに、ちょっとまだ先ほどの答弁の中で、じゃあ、ガス代と電気代で、冬季と夏季とでどれくらい違うのかといった試算とかは、もしかすると必要かもしれないんですけども、ここに関しては、千代田区が率先して国に申入れをするというような、23区、ほかの区とも一緒になって調査を進めていくということもできるんじゃないかと思えますが、

いかがでしょうか。

○大松生活支援課長 1点目ではございますが、まず、生活保護につきましては、今まで私が申し上げましたように、ケースワーカーからの支援ですとか、あともう一つ、エアコンも含めました本来の生活保護の制度でございますとか、あと、今回ご議決いただきました低所得者向けの生活保護者も含めました給付金ですとか、そういった支援策がございまして、そこからさらにちょっと支援ということになりますと、生活保護世帯以外の世帯との均衡と申しますか、公平感という問題もございますので、千代田区のほうが、例えば率先してその申入れについて動くかというのは、ちょっとそここのところは、他区の状況とか国の状況を見定めまして、慎重にちょっと行動していきたいと存じます。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 この生活保護は、たしか独自のCPIを算出して、物価スライド制に近い形を取っていたと思うんですが、これがどうも見ていると、今の物価の上がり方というのが、食費が相当きていると、あとエネルギーが高いということで、恐らく低所得者、生活保護の方は、普通の人たちよりも物価高の影響を被っていると思います。

それで、この夏季加算というのを検討するのは私も賛成なんですけど、考えてみると、お子さんがもう数人いらっしゃるって、あんまり十分な年収がないという人たちも同じように苦しんでいるだろうと思いますので、エアコン設置というの、全額出す、生活保護だけ出すという、すごく偏った感じが私もありますので、何かその一定の支援金みたいなものを出すとか、どこかで線引きするにしても、生活保護だけではない保護手段というのは、これまでやったことはないですかね。これに類型したような感じでということですよ。

で、物価高というのは、もう本当に30年ぶりぐらいの我々が経験したもので、ないとは思いますが、ちょっとしたアクシデントがあって、生活保護に偏らないで、ある所得の人たちより下の人たちに対して何か保護をしたという事例はこれまでないでしょうか。

○大松生活支援課長 すみません。ちょっと私の確認できる限りでは、ここ令和3年度から始まっています非課税世帯の給付金、物価高、これはまず、そもそもコロナ支援のためでございますが、そこから始まりました電気・ガス等の給付金が確認できるかなとは存じます。

○白川委員 はっきり申しますと、やっぱり前向きに検討していただきたいなというふうに思います。同じように、子育てしている家庭に対しても同じような支援、特に母子家庭、父子家庭の方たちというのは、重点的にちょっと見ていただけないかなというふうに思います。夏休みに入るというのもありますし、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 子ども部のほうでは、令和2年度から5年度にかけて、子育て世帯の中でも独り親に対する給付と、あと非課税世帯に対する給付、こちらを行っておるところでございます。

この後、計画でもございますけれども、教育保育施設、またこれに関わる子ども・子育て支援法に関わる事業につきましては、この拡充とともに検討してまいりたいと考えているところでございます。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 私から1点だけ。陳情書の中にも大阪市や堺市などでも検討を求める意見

書が提出されていると。先ほどの答弁でも各自治体の動向を確認しながらという話もありました。

実際、ほかの自治体などで何か取り組まれていることとか、現状何か分かっていることとか、もしあれば教えていただきたいなと思うんですが。

○大松生活支援課長 ご指摘のように、他の自治体で、例えば生活保護受給者ですとか、あと支援者の方からの夏季加算について意見というのはございますが、私が確認してきたところでございますと、いずれもちょっと国の制度を注視したいというところでございました。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっと、夏季加算は国の制度なんでね、なかなか大変ですけども、例えば見舞金という形だとどうなりますか。

○大松生活支援課長 見舞金を出すという点につきましては、ちょっとまたその分、支給される生活保護費との調整が要るか要らないか確認もございますし、また、先ほど私がお答えさせていただいたように、今ある支援のほかに、さらに支援というのは、生活保護受給者以外の世帯との均衡もちょっと考えないといけないので、ちょっと今現在のところはやはり国の制度を注視してまいりたいと存じます。

○牛尾委員 国の制度を注視と言いますけれど、猛暑というのはもう例年、もう毎年というか、これが普通な感じになりそうですよ、今後ね。そうなると、夏季加算がないという状況というのをこのまま国の制度を注視するだけじゃなくて、やはり区長会なり、我々議会としても意見書を出すという努力をしていかなきゃいけないと思うんですけども、そうしたもうちょっと積極的なね、能動的な国に求める行動というのを起こしていただきたいんですけど、いかがですか。

○大松生活支援課長 はい。国に対しての意見書につきましても、すみません。千代田区が先行してというところも含めまして、他区の状況とかの様子を見て、ちょっと検討してまいりたいと存じます。

○西岡委員長 ほかにありますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 すぐにはいい答えも出ないでしょうし、議論を深める必要もあると思いますので、どうしましょう、取扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 よろしいですか。それでは、継続でよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、本陳情につきましては継続審査といたします。

次に、送付6-31、精神障害者における障害者手当対象者の拡充についての陳情について審査いたします。陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等ございましたらお願いいたします。

○緒方障害者福祉課長 送付番号6-31、精神障害者における障害者手当対象者の拡充についての陳情でございます。

要旨は、障害者手当の対象者について、身体障害者は1～3級、知的障害者は1度～4度であるにもかかわらず、精神障害者だけが1級のみという対象範囲であることから、拡

充を求めるものでございます。

まず、障害者手当というものは、昭和48年から事業を開始しました制度でございます。対象者や要件の変遷がありまして、平成31年度から精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方も対象としています。東京23区では17区が手当を支給しておりまして、千代田区は月々1万5,500円と23区内ではトップクラスの支給額でございます。手当につきましては、引き続き、国や都、特別区を含む他の自治体の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えてございます。

情報提供は以上です。

○西岡委員長 はい。以上でよろしいですかね。委員の皆さんから執行機関に確認したい事項等ありましたらお願いします。

○牛尾委員 この対象者にする、例えば精神の1級と、2級、3級は対象外ですよというのは、これはもう国の制度で決まっています、自治体独自に範囲を広げるということは難しいということなんですか。実際、独自には可能なんですか。

○緒方障害者福祉課長 今、可能か不可能かといいますと、不可能ではないかと思いますが、現状としまして、現金の支給が必要であるかというところにつきましては、周辺区ですとか自治体を含めまして、1級の方しか支給していないという現状でございます。

○牛尾委員 ということは、区独自に2級の人を対象にしていくと、額はどうあれね、2級も対象にしていくということも、区独自には可能だということでもよろしいですね。

○緒方障害者福祉課長 はい。そうですね、検討を深めていって、可能性はあるかと思えます。

○牛尾委員 それでは、1級の方と2級の方の決定的な違いというのは何ですか。

○緒方障害者福祉課長 まず、精神障害者は1級、2級、3級でございます。それで1級の方につきましては、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものという規定でございます。2級の方につきましては、精神障害であって、日常生活が著しい制限を受ける、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとなっております。3級につきましては、精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受ける、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものという規定となっております。

○牛尾委員 そういう文言の差があると。じゃあ、具体的にこうなれば著しいとかね、こうなれば日常生活が不可能だというね、線というのがなかなかこう、こういうことがあるからこうだ、こういうことがあるからこうだと分けられないもんだと思うんですね、精神障害の方ってね。そこについての区の考えというのは。

○緒方障害者福祉課長 この等級を決定するに当たりましては、委員ご指摘のとおり大変難しい点もありますが、医師の診断書などを踏まえて、こういった等級を確定しているところでございます。

○牛尾委員 それはお医者さんに診てもらって、そういった級を決めるというのは、当然あると思います。ただ、私、その精神障害をお持ちの方に聞くと、やはり級をなかなかこう、例えば日々によってとか、自分の体調によってとか、季節によってとかで、やっぱり変わるというんですね。やっぱり身体と違って、精神というのは級が上がったり下がったりするというのもあるというのを聞きます。やはりそうした中では、2級の方が、じゃあ、

本当に1級の方に比べて日常生活が順調にやっていけるのかということ、そうでもないという話も聞きますし、やはりそこは、区独自に2級の人を対象にできるというのであれば、そういった方向の検討というのも必要だと思うんですけど、いかがですか。

○緒方障害者福祉課長 このたび、この陳情書の方も書いていらっしゃるけれども、国の指針を踏まえて、各旅客鉄道のほうが運賃のほうの割引を精神障害者の対象と拡大してございます。これが、内容を見ますと、精神1級の方を1種としていまして、2級、3級の方をまとめて2種というふうにしておりまして、では、どれくらい割引をするのかと申しますと、来年度、令和7年度からなんですけれども、片道の営業距離100キロですので、東京から熱海ですとか宇都宮辺りですね、そこまで行く乗車券を半額にするということを、来年度からJRなどが始めるというふうに発表してございます。

こういったことは、ある程度そんなに遠距離を移動する方というのは一部かと思えますけど、やっぱりこれが現金を支給するとなりますと、日々の生活にどれだけ負担が大きいですとか、そういったところを見定めて、その方にとって必要な支援を行っていかねばならないと考えてございますので、慎重な検討、研究が必要だと考えてございます。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 これはお願いなんですけど、障害者1級の人たちが受けられるサービスというのはホームページのどこかでずらっと羅列していただきたいんですね。2級の人はこのことが受けられる、3級の人はこのことが受けられるというのが、ちょっとそれがホームページにあると、あ、こんなに恩恵あるんだというのが多分実感できると思います。

それと、国がやっているもの、都がやっているもので、区のものがあれば区があるものというのをしっかり明記しておけば、あと何が足りないんだろうということも考えやすいので、ぜひその辺りお願いできないでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 白川委員のご指摘、より恩恵というんですか、そのサービスが受けやすくなるような環境を整えてほしいというご要望だと思います。しっかり受け止めて、分かりやすいホームページを作っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 私も幾つか、港区とか新宿、杉並区とか、幾つかの区を見たときに、やっぱり対象は1級のみではあったんですね。これ、先ほど答弁で、近隣区というふうにおっしゃったんですけども、ほかの区であったり、私、一部でしか見れていないので、ほかの区であったり他県とかで、精神障害の対象が1級以外の2級も対象になっているところというのはないのかどうか、分かりますか。

○緒方障害者福祉課長 申し訳ございません。まず、私ども23区内を調べたところでは、この現金を、手当を支給しているというのは、先ほど申し上げました17区のみだったというところで、ちょっと2級、3級に、これ、現金を支給しているというのは、ちょっと確認することはできていないというところでございます。

○はまもり委員 私、全部じゃないんですけど幾つか見たときに、やっぱり1級のみではあったんですけども、ちょっとここは、都内は少なくとも見ていただきたいなというところと、ほかの県でも全部というのはちょっと難しいと思うんですけども、少し調査というのはしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 はい、承りました。都内全域ですとか、可能な限り、国内といたしますか、はい、先行事例がないかなども研究してまいりたいと考えてございます。

○はまもり委員 実際の当事者の方に伺うことができなかつたんですけれども、ちょっとこの陳情の背景というところに、やっぱり精神障害の方がこういった対象になったのも平成31年からというお話でした。

やっぱり私も含めてなんですけど、もしかするとこの理解というものがまだまだこれからなところがあって、例えば身体障害の方は二つの等級が——あれっ、これ、二つでしたよね、対象になっていたりとかというのがあるので、そういったところで、私たちの理解が足りていないがために、この対象になっているという可能性があるのかなというふうにちょっとうかがえたんですけれども、その辺の認識というか状況はどうなんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 過去をひもときますと、これまで身体障害者、知的障害者、精神障害者という3障害というのは、異なる法律に基づいていたものが、平成18年に障害者自立支援法で一元化していきましようという社会の流れになりました。そして、これをより地域社会における共生の実現にしましようということで、平成25年から障害者総合支援法へと改正されました。そして、平成28年には障害者差別解消法が施行されて、合理的配慮を提供していきましようというふうに、ご案内のとおり、障害者を取り巻く環境というのは、法律もどんどん変わっていきましようというので、ますます改善していきましよう、より住み慣れた社会になっていきましようとは思っていきましようけど、今、委員おっしゃったとおり、やはり私たちがその認識が足りていない部分もあるかと推察いたしますので、よりそういった周知も含めまして、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、質の高い福祉サービスの提供をしていきましようと考えてございます。

○はまもり委員 ありがとうございます。ぜひ一緒に考えていきましようと思いきましよう。

それと、今回の給付というか、対象、手当といったところでは、少し検討するにしても時間がかかるのかもしれないんですけれども、精神障害といったところで、本当に必要な支援が行き届いているのか、さらに何かできることがあるのかといった点でも、またご検討を頂ければと思いきましよう。

○緒方障害者福祉課長 まず、先日ご紹介いたしました分身ロボットOriHime、障害者福祉センターのえみふるに置きましたけども、こちらのパイロットの方にも精神障害の方がいらっしやいまして、こういった働き方の模範といいますか、こういう方もお仕事できているという実例を見せることで、こういった方たちの働きやすさですとか、そういう選択肢があるということが周知できているのではないかと考えてございます。

また、ちよだんごのほうも、申し上げましたように、1日、もう数十分から、1時間からお仕事ができるというような場にもしていきましようと考えてございましようので、一步一步ではございましようけど、より皆様が千代田区で安心して暮らしていけるような社会を形成していきましようと考えてございましよう。

○西岡委員長 はい。

ほかにごございましようか。

○おのぞら副委員長 支給額についてなんですけども、先ほどご説明の中で、トップクラスの支給額を千代田区では行っていますというお話だったんですけど、確かに他区の事例



を見てみると、1万円っていないところもあったりとか、もう4,000円とか5,000円というところもあると思うんですね。ただ、近隣区で比べてみると、1万5,500円出しているところとか、あるいは1万円台になっている。

この辺の金額の、何ていうんですか、設定の仕方というか、その決め方というか、この陳情案者の方も1級にちょっとそれが偏り過ぎているというイメージを持たれているかもしれないんで、ちょっとその辺りご説明いただけないでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 委員ご指摘のとおり、この物価高でもございますし、この1万5,500円も先ほど申しました1級の方も対象にしたときに決めた金額でございますので、こちらで特別区の課長会などでも議題にするですとか、周辺の意見も聞きながら、この現状が適切な金額なのか、いろいろ研究してまいりたいと考えてございます。

○西岡委員長 そのベースとなる計算というところはどうなんですか。

○緒方障害者福祉課長 すみません。こちらが本当に区独自でございますので、すみません。この当時のちょっと計算式ですとか、そういったものを今、手元にないところで、今、ちょっと確認して、またお返事申し上げたいと思います。

○西岡委員長 はい。お願いします。

○おのでら副委員長 もし可能であれば、他区の金額の上げ方とかですね、そういうのももし把握されていたら教えていただければと思います。

○緒方障害者福祉課長 23区の課長会など、よくほかの課の、区の課長ともいろいろ情報交換しておりますので、そういったことも聞いてきてまいりたいと思いますので、またご報告したいと思います。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

ほかになければ、これで質問を終わりますけれども、本陳情につきまして取扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、本陳情につきましては、継続審査といたします。

はい。どうぞ、はまもり委員。

○はまもり委員 すみません。調べれば、見れば分かるんですけども、この対象者が身体障害者だったら2級分とかというのが、それぞれ級とその項目があると思うので、対象者全ての、その項目と説明のところをちょっと出していただいてもいいでしょうか。あ、項目、1級だと日常生活に問題があるとか、身体障害者の7級とかまである、もっとあるんですかね。その身体障害者の等数分の全ての項目の中で、対象になっているのはこの部分というようなものを出していただきたい。それが精神障害だったら3級分ある中で1級分みたいな。

つまり、見たいのは、いろんな障害の等級がある中で、身体障害に関してはここをこういう程度の人たちが対象になっているんだと、精神障害の方はこういうふうに分けていてこういうふうになっているんだというのをちょっと見比べたいなというふうに思っているんですけど。（「等級によって違うから……」と呼ぶ者あり）

○西岡委員長 そういう、だから一覧表というところで……

○はまもり委員 あ、ここの基準。

○西岡委員長 サービスの提供ではなくて、（発言する者あり）ちょっと待って、委員会中なので。（「それは」と呼ぶ者あり）委員会中です。はい。

○はまもり委員 失礼しました。

○西岡委員長 執行機関、分かりましたか、今ので。分からない。

そうしましたら、一旦休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時12分再開

○西岡委員長 委員会を再開します。

送付6-31の本陳情について、もう一度、はまもり委員、お願いいたします。

○はまもり委員 先ほど、陳情に当たって、等級の資料を出していただきたいというふうに言ったんですけども、そちらに関しては取下げをさせていただきます。

○西岡委員長 はい。それでは、改めましてですけれども、送付6-31、本陳情につきましては、先ほどご意見ありましたとおり継続審査ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、次に、送付6-32、障害者の住宅確保に関する千代田区の対応についての陳情について審査いたします。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情につきまして、執行機関から情報提供等がございましたら、お願いいたします。

○窪田福祉総務課長 こちらの陳情でございますが、趣旨といたしましては、主に、区営住宅の優遇資格に、精神障害者保健福祉手帳3級が対象になっていないことへのご要望、また、窓口での対応に関するご要望が趣旨だと把握してございます。この中で居住支援協議会について言及がございまして、私のほうからは居住支援協議会の状況についてご説明をさせていただきます。

現在、居住支援協議会でございますが、主に高齢者の住み替えについて重点的に議論を行っているところでございます。まず、区内で相談の多い高齢者にターゲットを絞りまして、居住支援の流れを構築するということを目指している状況でございます。

ただ、そのような状況ではございますが、陳情にございますような住宅確保要配慮者から障害者の方を排除しているといったようなことは決してございませんでして、区の窓口で障害者の方がご相談にいらした場合には、高齢者の方と同様に丁寧な聞き取りを行いまして対応していくこととしてございます。

情報提供は以上でございます。

○西岡委員長 はい。委員の皆さんから執行機関に確認したい事項等ございますか。

○牛尾委員 今の説明で、居住支援協議会が区内の不動産屋さんと連携をして、高齢者に対して民間住宅のあっせん、相談を行っているということは存じております。なかなかね、それでうまく民間住宅に入れるということがかなり難しいということも分かっているんですけども。その相談に、例えば精神障害をお持ちの方が相談に乗っていただけているんですか。

○窪田福祉総務課長 はい。実際に高齢者でない精神障害者の方がいらしたという記録はございませんけれども、もしいらっしゃれば、その辺りは丁寧に対応させていただく予定

でございます。

○牛尾委員 その高齢者への相談をやっていますよという周知はされていると思うんですけど、精神をお持ちの方に対してもそうした相談には乗りますよということは、広く周知はされているんですか。

○窪田福祉総務課長 特段周知というのは行ってございません。

○牛尾委員 やはりそれだと、居住支援協議会は高齢者の問題を重点にやっているというふうに見られちゃうと思うんですよね。そこは、精神をお持ちの方で住宅にお困りの方もどんどん相談に来てくださいという周知というかな、広報というかな、そういうのは必要だと思うんですけど、いかがですかね。

○窪田福祉総務課長 現在、主に高齢者の方を対象にして住み替え相談を行ってございます。令和4年度以降の実績で、ご相談件数16件頂いてございますけれども、成約件数ゼロといったような状況でございます。

ちょっと繰り返しになってしまうんですけども、まずは高齢者の方にターゲットを絞って、その居住支援の流れをきちんと構築した上で、対象者を広げていきたいと考えてございます。

○牛尾委員 あとね、なかなか民間の住宅のオーナーさんが、高齢者の方、もしくは精神に障害をお持ちの方というのを入居されるというのは、やはり住宅の中がどうされるか分からないと、孤独死の問題もあるということで、なかなかこう、拒否をする、受け入れられないというのはね、これは本当によく分かるんです。

文京区のようにそうしたオーナーさんに区が直接支援をして、支援をすることは、区の見守りにもつながっているという制度が文京区ではやっているんですけども。やはり千代田区もそうした何ていうかな、オーナーさんへの直接支援、オーナーさんが、直接区が見ているよと、それで安心できて受け入れられるよという制度の構築というかな、そういうのも必要だと思いますし、それが駄目なら、区がもう直接その住宅課、福祉と住宅が連携をして、もう公共住宅を増やして行って、そうした方々を受け入れる受皿をつくっていくという、そうしたことをやらない限り、なかなかこの住宅の問題というのは厳しいと思うんですけども、そこの認識はいかがですかね。

○窪田福祉総務課長 ご指摘のとおり、オーナーさんの不安感を解消するというのは、大変重要なことだとは考えてございます。居住支援協議会のほうでもその辺り、議論を進めているところでございまして、今後そういった辺りは検討していくことになろうかと考えてございます。

○牛尾委員 あと、やはりこの陳情者の方がおっしゃっているように、精神の対象枠を広げてほしいということについては、これは区独自で、これは住宅になるのかな、可能なんですかね、これは。

○窪田福祉総務課長 はい。申し訳ございません。区営住宅のことに関しては、ちょっと私のほうからお答えしかねる状況でございます。（発言する者あり）

○西岡委員長 ほかによろしいですか。

○池田委員 関連して、今、牛尾委員がおっしゃったように、これ、確かに住宅支援協議会というのが立ち上がりながら協議をしていく中で、なかなか成立しないというところが現状なのかもしれませんけれども、ちょっと今の委員会の中だと、住宅課ではないもので

すから、もし可能であれば次回のときに、所管にお聞きするということが可能なんでしょうか。

○西岡委員長 はい。そうしましたら、取りあえず一旦ご意見をお預かりさせていただきまして、ほかにご意見等ございますか。質問等ございますか。よろしいですか。

はまもり委員。

○はまもり委員 これは事実確認というふうになりますが、陳情を読んでいくと、福祉総務課のところで、無視とか拒否されたとか、書類の提出に対しては、やり方が決まっているからといったところがあるんじゃないかと思うんですけども、その説明がもしかすると十分ではなくて、正当な対応をしてもらわなかったみたいなのところを書いてあるんですが、ここの事実認識というか、状況はどうだったんでしょうか。

○窪田福祉総務課長 まず、「はじめに」のところに書いてございます関係者会議について、福祉総務課が無視または拒否したという記載でございますけれども、ちょっとこちら、課内で確認ができなかったという状況でございます。

また、後段のほうに、「書類提出の際」というふうに記載がございますけれども、こちらは住宅の関係の書類の提出の場面かなというふうに認識してございます。

○西岡委員長 よろしいですか。はい。

それでは、取扱いについていかがいたしますか。

○牛尾委員 継続していきたいんですけど、例えばこれ、継続して審査をすることになって、その住宅担当の……

○西岡委員長 もちろんです。先ほど池田委員からもありましたとおり、はい。

○牛尾委員 それでしたら、継続ということで。

○西岡委員長 はい。それでは、ほかにご意見なければ。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。本陳情につきましては、継続審査とさせていただいた上で、本陳情審査に当たっては、区営住宅等の議論に及びましたので、所管である住宅課長に、次回の委員会にご出席を頂きますよう、環境まちづくり委員長に申入れをしたいと思います。

以上で、日程1、陳情審査を終わらせていただきます。